

在留資格「興行」の演劇等に係る上陸基準省令等の改正案の概要について

1 改正の趣旨・目的

興行の在留資格に係る上陸の基準を見直すことにより、外国人アーティストその他の文化・芸術分野の外国人の受入れを促進し、もって国際的な文化交流の発展や我が国の社会の活性化に資することを目的として、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

（1）申請人が演劇、演芸、舞踊又は演奏（以下「演劇等」という。）の興行に係る活動に従事しようとする場合の要件を次のとおり見直す。

ア 適正に実施している実績のある招へい機関が受け入れる場合における要件の緩和（上陸基準省令）

招へい機関が次のいずれの要件にも該当し、演劇等が接待飲食等営業を営む施設以外の施設において行われる場合には、上陸の基準を満たすこととする。

（ア）外国人の興行に係る業務について通算して3年以上の経験を有する経営者又は管理者がいること。

（イ）当該機関の経営者又は常勤の職員が、人身取引を行っていることや暴力団員であること等の欠格事由に該当しないこと。

（ウ）過去3年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払い義務を負う報酬の全額を支払っていること。

（エ）外国人の興行に係る業務を適正に遂行する能力を有するものであること。

イ 問題が生じるおそれが低い場合における要件の緩和（上陸基準省令）

新たに受け入れようとする場合でも問題が生じるおそれが低いと考えられる者に適用される要件（現行省令の表の法別表第1の2の表の興行の項の下欄に掲げる活動の項下欄第2号（以下「第2号」という。）に規定されるもの。）を次に掲げるように一部緩和する。

（ア）外国人が活動を行う施設の要件の一つとして規定している「客席の定員が100人以上である」（第2号ニ）について、「客席部分の収容人員が100人以上である」に緩和する。

（イ）外国人が活動を行うための本邦における在留期間の要件について、その上限が「15日」（第2号ホ）と規定されているのを「30日」に緩和する。

（2）その他（上陸基準省令及び施行規則）

上記（1）の改正に伴い、在留諸申請における申請書の様式及び添付資料に関する規定に係る改正並びに規定順の整理その他の所要の改正を行う。

3 今後の予定

公布日：令和5年5月中旬

施行日：令和5年7月～10月頃